

各位

会 社 名 株式会社ユニバンス代表者名 代表取締役社長 髙尾 紀彦 (コード番号7254 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員 藤崎 ー (TEL.053-576-1311)

執行役員に対する業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日付け「取締役に対する業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度の導入に関するお知らせ」にて公表したとおり、取締役に対する業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度(以下「取締役向けRS制度」といいます。)を導入することとし、その後、2024年6月26日に開催された定時株主総会にて取締役向けRS制度の導入につきご承認いただいておりますが、2024年5月27日付けプレスリリースで公表したとおり、取締役向けRS制度の定時株主総会における承認を条件として、当社の執行役員等に対しても取締役向けRS制度に準じた制度の導入を予定しておりました。

このたび、当社は、2024年11月22日開催の定例取締役会におきまして、執行役員(取締役を兼務している者を除く。以下同じ。)に対する業績賞与の一部として譲渡制限付株式報酬を付与する制度(以下「執行役員向けRS制度」といい、取締役向けRS制度と併せて「RS制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員向け RS 制度の導入目的

執行役員向け RS 制度は、当社の執行役員に対して譲渡制限付株式を付与することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、当社の執行役員と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 執行役員向け RS 制度の概要

執行役員向け RS 制度は、取締役向け RS 制度に準じるものですが、当社の各事業年度を業績評価期間(以下「評価期間」といいます。)とし、評価期間終了後に評価期間の業績を総合的に勘案し、当社の執行役員の賞与全体の金額の 50%を当社の普通株式で支給する制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付するものとします。

執行役員向けRS制度に基づき当社の執行役員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間60,000株以内といたします。その結果、取締役向けRS制度(監査等委員でない取締役につき年間50,000株以内、監査等委員である取締役につき年間10,000株以内)と併せますと、RS制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間120,000株以内となります。

執行役員向け RS 制度に基づき譲渡制限付株式を付与する時期、給付する金銭報酬債権の額その他の詳細は、賞与支給時に当社の取締役会において決定いたします。

以上